

柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置 及び運用事業仕様書

1 事業名

柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置及び運用事業

2 事業計画の策定及び協議

柏崎市役所庁舎広告付きモニター設置及び運用事業（以下「本事業」という。）の実施者（以下「事業者」という。）は、広告付きモニターの仕様、施行管理方法、実施体制及びスケジュール等、本事業に関する事項について柏崎市（以下「当市」という。）と協議し、当該事項を記載した事業計画書を当市に提出しなければならない。

3 設置場所等

(1) 対象施設等

ア 施設名称

柏崎市役所庁舎（以下「庁舎」という。）

イ 所在地

新潟県柏崎市日石町２番１号

(2) 開庁日及び時間帯

ア 窓口及び各執務室

新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第３１号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

※月曜日及び土曜日については、一部の部署（市民課等）において、次のとおり窓口延長を実施する。

月曜日：午後７時まで

土曜日：午前８時３０分から正午まで

イ １階市民ロビー及び多目的室

通年で、午前８時から午後８時まで開放

(3) 設置場所及び設置台数

ア 設置場所

１階市民ロビー指定箇所（別紙「設置場所予定図」参照）

イ 設置台数（予定）

（ア）広告媒体

広告媒体用ディスプレイ４２インチ以上４９インチ以下 **２～４基**

※別紙「設置場所予定図」の「広告付きモニター」が該当

(イ) 行政情報等媒体

行政情報等媒体用ディスプレイ 42 インチ以上 49 インチ以下 2 基

※行政情報専用及び会議室案内をそれぞれ 1 基ずつの予定

※別紙「設置場所予定図」の「行政情報専用モニター」及び「会議室案内用モニター」が該当

(ウ) 管理用端末 1 台

行政情報等媒体のコンテンツの制作、管理、更新及びデータ配信可能な管理用端末

※設置場所は、別途協議する。

4 事業の実施期間

(1) 設置期間

令和 8（2026）年 1 月 1 日から令和 12（2030）年 12 月 31 日まで

5 事業内容

(1) 機器等の条件

ア 広告媒体

広告媒体ディスプレイ 42 インチ以上 49 インチ以下 2 ～ 4 基とも柱取付け

イ 行政情報等媒体

行政情報等媒体ディスプレイ 42 インチ以上 49 インチ以下 2 基のうち、行政情報専用については柱取付けとし、会議室案内用については床置きスタンドとする。

ウ 管理用端末 1 台

行政情報等媒体用のコンテンツの制作、管理、更新を行い、データを配信するための当市用の管理用端末機器の設置（PC、周辺機器及び必要なアプリケーション等を含む。）

エ その他

- ・行政情報専用のディスプレイについては、有事又は必要な場合にテレビ用として使用可能な機能を搭載し、当市の職員で切替えが可能であること。
- ・広告媒体、行政情報等媒体及び管理用端末についてはネットワークによる構成とし、管理用端末機のコンテンツの制作、管理、更新によるデータ配信についてはネットワークを通じて行えるようにすること（USB 等による外部媒体でのデータ配信は不可）。
- ・庁舎の景観を損なわないデザイン、色使いとし、鋭利な突起物等がない安全に配慮したものとする。
- ・柱取付け型については、落下等のおそれのないように確実に固定すること。
- ・歩行者の妨げとならないように配置すること。
- ・配線等については庁舎の景観、安全等を損なわない配線方法とすること。
- ・広告媒体用については、電源の入切が自動でなされ、当市が自由に明るさの調

整が可能なもの

- ・行政情報等媒体については、電源の入切が自動でなされ、当市が自由に音量、明るさの調整が可能なもの

(2) 操作研修等

- ア 機器等の操作について、当市職員が理解できるように研修を行うこと。
- イ 稼動後も十分なアフターフォローを行うこと。

(3) 広告付きモニターの運用

広告付きモニターの運用については、次を基本とすること。

ア 放映時間

「3(2)ア 開庁日及び時間帯」の時間を放映時間の基本とすること（窓口延長を含む。）。

イ 放映内容

放映内容については、民間企業等の広告（以下「広告」という。）及び行政情報等とし、番組構成は庁舎での市民の待ち時間を考慮して、1ディスプレイ当たり以下を基本とすること（会議室案内は除く。）。

- ・広告掲出割：1コマ15秒間程度
- ・広告掲出割数：25～30コマ程度で1サイクルが6～8分間程度
- ・放映状況：上記サイクルを繰り返し放映することを基本とすること。
- ・予備枠を設けること。
- ・行政情報等については、当市において随時更新できるようにすること。
- ・広告媒体用については、広告掲出割数の4分の1以上の行政情報の放映を含むこと。
- ・行政情報等媒体用については、行政情報の放映のみを基本とすること。

ウ 広告掲出

広告掲出については有料広告を基本とし、広告主の募集及び広告制作については事業者が行うこと。また、有料広告については、次の事項を遵守すること。

- (ア) 柏崎市広告付きモニターの設置及び取扱いに関する規程（以下「設置規程」という。）及び柏崎市広告掲出に関する基準（以下「広告掲出基準」という。）に適合すること。
- (イ) 広告主及び広告内容については設置規程のとおり審査を行うこととし、事業者は広告内容（変更含む。）を掲出前に当市に提出し、承認を得ること。
- (ウ) 審査を受けるために、必要な資料を当市に提出すること。
- (エ) 広告内容については、公共性、美観、デザイン等及び利用者への影響等を配慮すること。
- (オ) 放映された広告内容が的確でないと判断された場合は、当市は広告の修正又は削除を求めることができ、事業者はこれに従うこと。
- (カ) 広告に関する一切の責任は、事業者が全てを負うこと。
- (キ) 広告内容等が、第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。

- (ク) 当市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、当市は責任及び負担を負わないこと。

6 契約及び行政財産使用料等

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、当市からの行政財産使用許可を受けて使用する方法とする。
- (2) 行政財産である設置場所が有する広告価値を利用する対価として、行政財産使用料等及び広告掲出料を支払うこと。
- (3) 行政財産使用料等については、新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例（昭和39年条例第49号）に基づき算定された額とする。

7 設置及び維持管理等

- (1) 機器等を設置するときは、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。
- (2) 事業者は、機器等の状態等、有料広告事業が適正に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、機器等の保守点検を定期的に行うこと。
- (4) 事業者は、機器等の毀損及び汚損又は不測の事態が生じた場合等は、速やかに復旧されるよう最適な措置を採らなければならない。
- (5) 転倒、怪我防止処理を施し、機器等の落下、破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- (6) 当市は事業者に対して前項の規定による留意事項について助言及び指導を行い、事業者はその助言及び指導に従うこと。
なお、その助言及び指導に従うことによって生じる経費については、事業者が負担すること。
- (7) 機器等の設置及び撤去並びに広告の内容の変更に関する作業については、事業者の希望日時を事前に調整した上で、当市が指定する日時に行うものとする。

8 費用

- (1) 定期保守に係る費用、故障等に係る費用、設置等に係る費用及び運用に係る費用については、事業者の負担とする。
- (2) 当市の機構改革等のやむを得ない理由により機器等に変更が生じた場合の機器等の移設又は増設に伴う費用については、事業者の負担とする。
- (3) 事業者は、当市に支払う行政財産使用料等及び広告掲出料については、当市が指定する納入通知書により、当市が指定する期限までに納付するものとする。
- (4) 機器の設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用について

は、事業者の負担とする。

9 撤去

- (1) 当市の合理的な理由により、機器等の移動及び撤去等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。

なお、これにより生じる費用については、事業者の負担とする。

- (2) 以下に違反する場合については、速やかに機器等を撤去しなければならない。

ア 当市の指定する期限までに行政財産使用料等や広告掲出料の納付がない場合

イ 法令、契約に違反した場合

ウ 広告主又は広告内容が法令、設置規程、広告掲出基準に違反した場合

エ 当市が、有料広告事業を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると判断した場合

10 著作権

- (1) 事業者は、広告制作に関し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (2) 当市が、本事業に係る契約等に基づき設置されている機器等及び広告放映されている写真又は画像データを、行政目的のために当市が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害するおそれがある場合には、この限りでない。

11 権利義務の譲渡等の制限

事業者は、本事業に係る契約等から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ当市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

12 その他

本仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、当市と協議すること。